

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和4年3月31日に取扱（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段（森のたまごギフト券北海道限定）について下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申し出をお願い致します。

記

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
イセ食品株式会社

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
森のたまごギフト券北海道限定（北海道内限定・森のたまご赤6玉との交換券）

払戻しの申し出期間

令和4年4月1日（金）から令和4年6月30日（木）消印有効まで
尚、令和4年3月31日に有効期限を迎える森のたまごギフト券北海道限定は払戻しの対象外となります。

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

申出の方法

郵送にて対応させていただきます。

お持ちの森のたまごギフト券北海道限定と共に任意の書面に①住所、②氏名、③連絡先、④ご希望の払戻し方法（以下（1）～（3）を選択）を記載し申出先にお送りください。

払戻し方法

（1）現金書留 238円に申出に係る送料を加算した金額

（2）定額小為替 350円（郵便局での現金払戻し。有効期間は定額小為替発行日より6か月）
238円と申出に係る送料との合計が350円を超える場合には、差額分の切手をお送りします。

（3）たまご補助券 400円分（たまご購入時に全国のスーパーで使用できます）
238円と申出に係る送料との合計が400円を超える場合には、差額分の切手をお送りします。

※森のたまごギフト券北海道限定1枚の換算価格は、238円です

払戻しに関するお問い合わせ・申出先

〒365-0054 埼玉県鴻巣市大間 4-1-47

イセ食品株式会社 たまご券管理課

電話 048-540-7666 (土日祝祭日を除く午前 10 時～午後 3 時)

<https://www.ise-egg.co.jp> ホームページ内 お問い合わせメール

以上